

療養病床の円滑な転換に向けた支援措置の全体像

療養病床の円滑な転換を支援するため、医療機関の直面する様々な課題に対応したきめ細かな支援措置を講じます。

(※)については今後実施予定

第1 療養病床に入院していた患者への適切な医療サービスの提供の確保

【課題】

利用者に適切な医療サービスが提供されるようにすべき

P08

【支援措置】

●療養病床から転換した老人保健施設について「介護療養型老人保健施設」の基準を報酬上創設し評価します。(※)

第2 療養病床を有する医療機関の選択肢の拡大

【課題】

(1)転換しようとしても転換先の選択肢が限られている

P08

【支援措置】

- ①医療法人による有料老人ホーム、一定の高齢者専用賃貸住宅の経営を認めています。
- ②在宅医療と「住まい」の場を組み合わせたサービス提供体制を構築します。(※)
- ③サテライト型施設を多様化します。(※)

(2)地域において医療機関の機能を維持しながら対応することが必要

P09

- ①サテライト型施設を多様化します。(再掲)(※)
- ②小規模老人保健施設の人員基準を緩和します。(※)
- ③医療機関と老人保健施設が併設する場合の設備基準を緩和しています。

(3)転換して介護サービスを行う場合の経営の見通しが不透明

P09

●病床規模別の転換後の経営モデルの研究を推進しています。

第3 療養病床の具体的な転換の推進

【課題】

(1)様々な基準のために今の病棟の建物をそのまま活用することが難しい

P10

(2)介護保険施設に転換するために段階的に職員配置の変更を進める必要がある

P10

(3)転換に伴う施設改修のためには費用がかかる

P10

(4)転換のための必要な資金が確保できない

P11

(5)地域の介護保険事業計画では転換するための枠が空いていない

P11

【支援措置】

①療養病床の既存の建物を活用して老人保健施設等に転換する場合の老人保健施設の施設基準を緩和しています。
②医療機関と老人保健施設が併設する場合の設備基準を緩和しています。(再掲)

●医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型を報酬上創設し評価しています。

①老人保健施設等への転換に要する費用を助成しています。
②転換するための改修等に係る法人税特別償却制度を創設しています。

①療養病床整備に伴う債務に係る新たな支援資金制度を創設します。(※)
②改修等に要する資金に係る(独)福祉医療機構の融資条件の優遇措置を講じています。

①第3期介護保険事業(支援)計画において定員枠を弾力化しています。
②第4期介護保険事業(支援)計画における療養病床転換の受け入れを円滑化していきます。(※)